

答申第 256 号

情 公 第 1126 号
令和 8 年 4 月 24 日

神奈川県知事
黒 岩 祐 治 様

神奈川県個人情報保護審査会
会長 高 橋 良

保有個人情報利用不停止処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 7 月 7 日付けで諮問された精神保健相談に係る記録利用不停止の件（諮問第 272 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和7年4月8日付け保有個人情報利用停止請求に対して、保有個人情報利用不停止決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第98条第1項の規定に基づき、令和7年4月8日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「特定年月日精神保健相談特定医師、特定市役所特定会議室、医師の記録」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、自己を本人とする保有個人情報利用停止請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年5月12日付けで、法第100条に規定する保有個人情報の利用停止をしなければならない場合には該当しないとして、法第101条第2項の規定に基づき、保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年5月19日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関（担当：健康医療局厚木保健福祉事務所）の説明要旨

精神保健相談は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び神奈川県保健福祉事務所等精神保健福祉業務運営要綱に基づき、市町村や医療機関等の関係諸機関等の地域社会との緊密な連携のもとに、精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱える者の心身の状態に応じて実施するものである。当該業務には、医師、福祉職、保健師等が連携して、心の健康に関する相談や精神医療の診療に関する相談、ライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患に関する相談等に対応している。

本件保有個人情報に係る精神保健相談（以下「本件相談」という。）は、特定市から精神保健相談の活用についての事前申込があり、本件相談当日に審査請求人が「相談受け付け票」に署名し、それを受け、当所職員及び精神科医師により実施したものである。

別表に掲げる文書1は、本件相談の際に、精神科嘱託医が作成した記録であり、文書2は、本件相談を担当した当所職員が作成した記録である。

したがって、法第61条第2項に規定するような、精神保健相談以外の特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有している事実はない。さらに、法第63条に規定するような、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しておらず、また、法第64条に規定するような、偽りその他不正な手段により個人情報を取得していない。加えて、審査請求人からの自己情報の開示請求以外に、法第69条第1項及び第2項に基づいて外部に提供もしていない。

よって、法第100条に定める保有個人情報の利用停止をしなければならない場合には該当しない。

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件保有個人情報が「法第100条に規定する保有個人情報の利用停止をしなければならない場合には該当しない」として本件処分を行ったところ、審査請求人は本件処分の取消しを求めている。

この点、法第100条は、「行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そして、同条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、法第98条第1項各号に規定するいずれかの要件を満たす場合を意味することから、以下、当該要件該当性について検討する。

(1) 法第64条（適正な取得）違反について

実施機関は、本件相談は精神保健相談の申込用紙である「相談受け付け票」

(以下「受付票」という。)に審査請求人が自ら署名したことを受けて実施機関の職員及び嘱託医によって実施されたものであり、本件文書はその際に当該職員らにより作成されたものであるから、不適正な個人情報の取得はしていない旨説明する。

当審査会が実施機関から提出された受付票を見分したところ、受付票には審査請求人の自筆の氏名が記載されていることが認められることから、本件文書は、実施機関の説明のとおり、審査請求人自らの意思に基づいて実施された相談の結果を記録したものと認められる。

以上を踏まえると、本件保有個人情報は、実施機関がその所管業務である精神保健相談を審査請求人の意思に基づいて実施した結果として作成されたものであり、偽りその他不正の手段により取得したものと認められない。

よって、実施機関が本件保有個人情報の取扱いについて法第64条（取得の制限）に違反しないと判断したことは妥当である。

(2) 法第61条第2項（個人情報の保有の制限等）、法第63条（不適正な利用の禁止）、法第69条第1項及び第2項（利用及び提供の制限）並びに法第71条第1項（外国にある第三者への提供の制限）違反について

本件保有個人情報の利用目的や利用の状況について、当審査会が実施機関に確認したところ、その利用目的は「相談の記録を残すため」であって、記録作成後は、審査請求人からの自己情報の開示請求及び本件請求に係る対応を除いて、特に利用されることはなく、文書保存期間の定めに沿って管理しているとのことであった。

この点、本件文書は、上記(1)のとおり、実施機関の職員及び嘱託医が本件相談の際に作成したものと認められることを踏まえると、かかる実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、本件審査請求に係る書類を確認する限り、本件保有個人情報が外部（外国にある第三者を含む。以下同じ。）に提供されたことをうかがわせる事情も認め難い。

以上の事情を踏まえると、本件保有個人情報は、①利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用されていないため、法第61条第2項（個人情報の保有の制限等）に違反しておらず、②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されていないため、法第63条（不適正な利用の禁

止)に違反しておらず、③利用目的以外のため外部に提供されていないため、法第69条第1項及び第2項(利用及び提供の制限)並びに第71条第1項(外国にある第三者への提供の制限)に違反していない。

よって、実施機関が本件保有個人情報の取扱いについて、法第61条第2項、第63条、第69条第1項及び第2項並びに第71条第1項に違反しないと判断したことは妥当である。

(3) 結論

以上のことから、本件保有個人情報の実施機関における取扱いについては、法第98条第1項各号に規定するいずれの要件にも該当しないため、実施機関が法第100条に規定する保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当しないとして利用不停止決定をしたことは妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

文書番号	保有個人情報記録された行政文書
文書 1	特定年月日精神保健相談にかかる医師の記録（第 1 号様式の 4）
文書 2	特定年月日精神保健相談にかかる相談継続記録（第 1 号様式の 5）

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年7月7日 (収受)	○ 諮問
令和8年2月25日 (第364回審査会)	○ 審議
令和8年3月9日	○ 法第106条第2項の規定により読み替えた行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき審査請求人から提出された主張書面等を収受
令和8年4月7日	○ 法第106条第2項の規定により読み替えた行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき審査請求人から提出された主張書面等を収受
令和8年4月20日 (第366回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
飯島奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉藤亮	神奈川県大学教授	会長職務代理者
金井恵里可	文教大学教授	
高橋良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中畷慶子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和8年4月24日現在）（五十音順）